

## 第1条の3第4項(計画に建築設備が含まれる確認申請)表2 構造方法等の認定に係る認定書の写し

	(い)	(ろ)	チェック欄
1	法第31条第2項の認定を受けたものとする構造の尿尿浄化槽	法第31条第2項に係る認定書の写し	
2	令第20条の2第1項第1号二の認定を受けたものとする構造の換気設備	令第20条の2第1項第1号二に係る認定書の写し	
3	令第20条の3第2項第1号口の認定を受けたものとする構造の換気設備(火を使用する室)	令第20条の3第2項第1号口に係る認定書の写し	
4	令第20条の8第1項第1号口(1)の認定を受けたものとする構造の居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備	令第20条の8第1項第1号口(1)に係る認定書の写し	
5	令第20条の8第1項第1号ハの認定を受けたものとする構造の中央管理方式の空気調和設備	令第20条の8第1項第1号ハに係る認定書の写し	
6	令第29条の認定を受けたものとする構造のくみ取り便所	令第29条に係る認定書の写し	
7	令第30条第1項の認定を受けたものとする構造の特殊建築物及び特定区域の便所	令第30条第1項に係る認定書の写し	
8	令第35条第1項の認定を受けたものとする構造の合併処理浄化槽	令第35条第1項に係る認定書の写し	
9	令第115条第1項第3号口に規定する認定を受けたものとする構造の煙突	令第115条第1項第3号口に係る認定書の写し	
10	令第126条の5第2号の認定を受けたものとする構造の非常用の照明装置	令第126条の5第2号に係る認定書の写し	
11	令第129条の2の5第1項第3号ただし書の認定を受けたものとする構造の昇降機の昇降路内に設ける配管設備	令第129条の2の5第1項第3号ただし書に係る認定書の写し	
12	令第129条の2の5第1項第7号ハの認定を受けたものとする構造の防火区画等を貫通する管	令第129条の2の5第1項第7号ハに係る認定書の写し	
13	令第129条の2の5第2項第3号の認定を受けたものとする構造の飲料水の配管設備	令第129条の2の5第2項第3号に係る認定書の写し	
14	令第129条の2の7第3号の認定を受けたものとする構造の冷却塔設備	令第129条の2の7第3号に係る認定書の写し	
15	令第129条の4第1項第3号の認定を受けたものとする構造のかご及び主要な支持部分を有するエレベーター	令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し	
16	令第129条の8第2項の認定を受けたものとする構造の制御器を有するエレベーター	令第129条の8第2項に係る認定書の写し	
17	令第129条の10第2項の認定を受けたものとする構造の制動装置を有するエレベーター	令第129条の10第2項に係る認定書の写し	
18	令第129条の10第4項の認定を受けたものとする構造の安全装置を有するエレベーター	令第129条の10第4項に係る認定書の写し	
19	令第129条の12第2項において準用する令第129条の4第1項第3号の認定を受けたものとする構造の階段及び主要な支持部分を有するエレベーター	令第129条の12第2項において準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し	
20	令第129条の12第5項の認定を受けたものとする構造の制動装置を有するエスカレーター	令第129条の12第5項に係る認定書の写し	

21	令第129条の15第1号の認定を受けたものとする構造の避雷設備	令第129条の15第1号に係る認定書の写し	
----	---------------------------------	-----------------------	--